

屋外広告業の登録制度及び特例届出制度のあらまし

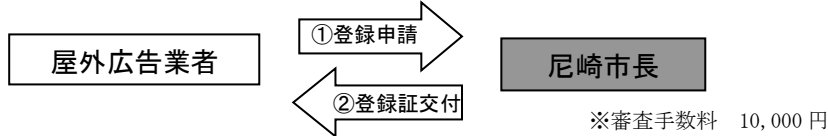
尼崎市域内で屋外広告業（※）を営むには、市長の登録を受けなければなりません。ただし、屋外広告業の兵庫県知事の登録を受けている方については、その旨を市長に届け出ることによって市長の登録を必要としない「特例届出制度」が設けられています。

※ 「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

尼崎市域内で屋外広告業を営むには、次のいずれかの手続が必要です。

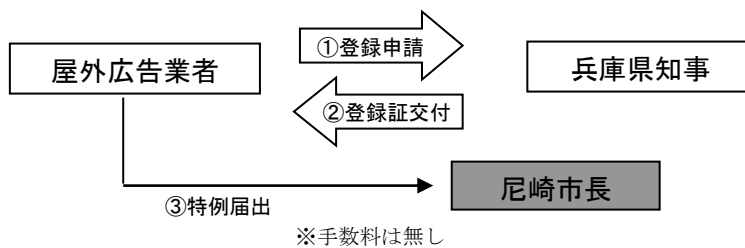
1 尼崎市長の登録を受ける（「屋外広告業の登録について」参照）。

- (1) 市長の登録の有効期間は、5年間です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営むためには、有効期間満了前に更新の登録の申請が必要です。
- (2) 市長の登録の申請又は更新の登録の申請のいずれにおいても、1件につき10,000円の審査手数料が必要です。
- (3) 市長の登録（更新の登録を含みます。）を受けている方が兵庫県知事の登録を受けたときは、その市長の登録の効力が失われるため、引き続き尼崎市域内で屋外広告業を営む場合は、必ず市長あてに下記2の届出を行ってください。



2 兵庫県知事の登録を受け、その旨を尼崎市長に届け出る（「屋外広告業の特例届出について」参照）。

- (1) 屋外広告業の兵庫県知事の登録を受けている方は、その旨を市長に届け出れば、市長の登録を申請する必要はありません。
- (2) (1)の届出に係る手数料はありません。



○提出先及び問合せ先

尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課 都市美・屋外広告物担当
〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号（市役所本庁舎北館5階）

TEL 06-6489-6606

FAX 06-6489-6597